

## 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行 対象期間の考え方模式図

○対象期間は「現場着手日」から「現場施工最終日」までの期間。

○年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、一時中止期間を対象期間から控除する。

※「基準日」は現場着手日を基本とし、受発注者協議により定めるものとする。

